

令和 7 年第 6 回瑞浪市農業委員会総会議事録

開催日時	令和 7 年 6 月 2 6 日（木） 午後 2 時 0 0 分 開会 午後 2 時 3 0 分 閉会			
開催場所	瑞浪市役所 4 階 全員協議会室			
議 長	大山 理晴 会長			
出席委員 (2 2 名)	委員	安 藤 良 一	鈴 木 録 郎	
		水 野 安 喜	奥 村 正 子	
		加 納 富 雄	足 立 正 之	
		渡 邊 美 孝	大 山 理 晴	
		成 瀬 良 美	遠 山 英 俊	
		安 田 清 和	勝 股 増 夫	
		土 屋 敏 子	小 栗 智 幸	
	農地利用 最適化推 進委員 (欠員 1 名)	小 倉 清 弘	勝 股 重 雄	
		三 輪 徳 夫	渡 邊 俊 美	
		有 我 俊 春	板 橋 仁 晃	
		小 川 伸 二	岩 嶋 貞 夫	
欠席委員 (0 名)				
事務局	局長補佐 有 賀 大 輔			
付議事項				
議第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について			
議第 2 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について			
議第 3 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について			
議第 4 号	非農地証明申請について			
議第 5 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について			
議第 6 号	瑞浪市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部を改正する規則の制定について			
※付議の内容については別添のとおり				

大山会長

(挨拶)

ただ今から令和7年第6回瑞浪市農業委員会総会を開会いたします。

瑞浪市農業委員会の会議規則第3条の規定により、議長は、会長が務めることになっておりますので、私が、議長の職を務めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員14名、推進委員8名でありますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の定足数であります過半数に達しており、総会は成立いたしました。

それでは、議事日程に従って進めてまいりますので、委員各位のご協力をお願いいたします。

議 長

日程第1、「議事録署名委員の指名について」、これを議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

委 員

(異議なしの声)

議 長

それでは異議ないものと認め、議事録署名委員は、足立 正之委員と小川 伸二委員の2名を指名いたします。

なお、本日の議事録書記は、事務局を指名いたします。

それでは、日程第2に入ります。

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。

勝股 重雄委員、説明をお願いします。

勝股委員

去る6月23日に、大山 理晴会長、足立 正之委員、有賀局長補佐、私の4名で現地確認をいたしました。

農地法第3条の規定による許可申請につきましては2件であります。

内容といたしましては、田が2筆、畑が1筆、合計面積が1,453㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

有賀局長補佐

それでは、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の4ページから7ページになります。

まずは、5ページをご覧ください。

3条-1 2

(議案書の内容を説明)

譲受人が申請地を取得し、農業の拡大を図るものです。

次に6ページ、7ページをご覧ください。

3条-1 3

(議案書の内容を説明)

譲受人が申請地を取得し、農業の経営に努めるものです。

以上、議第1号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
では、これより議第 1 号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見無し)

議 長 別段、ご意見もないようですので、お諮りいたします。
議第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第 1 号は、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に議第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」、議題といたします。

勝股 重雄委員、説明をお願いします。

勝股委員 農地法第 4 条の規定による許可申請につきましては 1 件であります。
内容といたしましては、田が 1 筆で、面積が 3 1 5 m²であります。
詳細については、事務局より説明を求めます。

有賀局長補佐 それでは、議第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」
ご説明申し上げます。

議案集の 8 ページから 1 0 ページになります。

まずは 8 ページ、9 ページをご覧ください。

4 条－ 4

(議案書の内容を説明)

申請地は、申請地は小集団で生産性の低い第 2 種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

以上、議第 2 号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

では、これより議第 2 号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見無し)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。
議第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」、申請のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議第2号は、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定いたします。

次に議第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、議題といたします。

勝股 重雄委員、説明をお願いします。

勝股委員 農地法第5条の規定による許可申請につきましては6件であります。内容といたしましては、田が5筆、畑が6筆で、合計面積が2,605㎡であります。

有賀局長補佐 詳細については、事務局より説明を求めます。

それでは、議第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案集の11ページから28ページになります。

まず、ご報告させていただきたいことがあります。13ページから16ページの5条-19、20の2件ですが、申請者と調整を行いました。が、現時点の土地利用計画が不十分と判断しまして、今回の議案からははずさせていただくこととなりました。今後の調整が整いましたら、別の総会にて諮らせていただきます。よろしくお願いします。

17ページと18ページをご覧ください。

5条-21

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で第1種住居地域に指定されている第3種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

19ページと20ページをご覧ください。

5条-22

(議案書の内容を説明)

申請地は都市計画で準工業地域に指定されている第3種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

21ページと22ページをご覧ください。

5条-23

(議案書の内容を説明)

申請地は、小集団で生産性の低い第2種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

23ページと24ページをご覧ください。

5条-24

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で第2種中高層住居専用地域に指定されている第3種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に對し問題ないものと考えます。

25ページと26ページをご覧ください。

5条-25

(議案書の内容を説明)

申請地は、申請地は都市計画で工業地域に指定されている第3種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に對し問題ないものと考えます。

27ページと28ページをご覧ください。

5条-26

(議案書の内容を説明)

申請地は都市計画で準工業地域に指定されている第3種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に對し問題ないものと考えます。

以上、議第3号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

では、これより議第3号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委員

(質問・意見無し)

議長

別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。

議第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、申請のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委員

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議第3号は、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定いたします。

次に、議第4号「非農地証明申請について」を議題といたします。

勝股 重雄委員、説明をお願いします。

勝股委員

非農地証明申請につきましては、1件であります。

内容といたしましては、田が1筆で、面積168㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

有賀局長補佐

それでは、議第4号「非農地証明申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の29ページから30ページをご覧ください。

非農地-3

(議案書の内容を説明)

申請地は現地写真より山林原野となっていることが確認でき、非農地として扱うことが適当と考えます。

以上、議第4号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。では、これより議第4号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委員 (質問・意見なし)

議長 別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。

議第4号「非農地証明申請について」、申請のとおり証明をすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委員 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議第4号は、申請のとおり証明することに決定いたします。

次に、議第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

有賀局長補佐 それでは、議第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、ご説明申し上げます。

(議案書の内容を説明)

農地の所在につきましては、31ページから32ページをご覧ください。

以上、議5号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。では、これより議第5号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委員 (質問・意見なし)

議長 議第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委員 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議第5号は、計画のとおり承認することに決定いたします。

次に、議第6号「瑞浪市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

有賀局長補佐 それでは、議第6号「瑞浪市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明申し上げます。

す。

議案集の３６ページから３７ページをご覧ください。

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化されるため、関係する規則の整備を行ものです。改正する箇所は１箇所で、「禁固」を「拘禁刑」に改めます。

以上、議第６号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。では、これより議第６号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

（質問・意見なし）

議 長

議第６号「瑞浪市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部を改正する規則について」、説明のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員

（全員挙手）

議 長

議第６号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

以上をもちまして、日程をすべて終了しましたので、総会を閉会します。

以上、事務局が作成した議事録は正確であることを認め、議事録署名委員は下記のとおり署名する。

令和 年 月 日

・ 議 長

・ 委 員

・ 委 員